

1. 育成センターの目的

公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」)は世界に通用するバスケットボール環境構築のために「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境整備」「一気通貫」という強化育成方針を示している。これに基づき、将来日本代表や福井県代表となる優秀な素質を持つ選手や可能性の高い選手に、定期的に良い育成環境(練習環境・指導環境)を提供して個を大きく育てること、合わせて指導者の研鑽の場として指導者を育成することを設置の目的とする。

※バスケットボールの楽しさを基盤としながら、選手個々の能力向上を主とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得、その他必要に応じ強化的活動について学ぶこと。

2. 定義

①名称及び事業単位

福井県育成センター

地区育成センター(以下の3地区に分ける)

① 坂井・奥越地区 ② 福井地区 ③ 鯖江・南越・二州・若狭地区

②前期に地区育成センターとして3地区それぞれ5回程度実施する。後期は、3地区から選抜されたメンバーで福井県育成センターを5回程度実施する。県に選抜されなかったメンバーだけで地区育成センターも継続して行う。地区、県合わせて年間10回以上の活動を目指す。

③1回の時間は3時間程度とする。

3. 選手・スタッフ

①参加資格

(1)TeamJBAに選手登録を行っていること

(2)優秀な選手の場合、上のカテゴリーで活動する事は妨げない。(飛び級可)

(3)居住地・学校所在地・活動場所のいずれかが福井県であること。

※一人の選手が複数の都道府県育成センターに参加することは認められない。選手が主体的に1カ所の育成センターを選択し、選考会等に臨むこと。

②選手参加規程

(1)原則育成センター活動を優先し、参加すること。

(2)全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することが出来る。新たな有望選手発掘と選手のモチベーション維持の観点から地区交流戦を設定し、それを県DCのトライアウトとする。

③参加人数

(1)各地区育成センター、県育成センターの参加人数はU13,U14それぞれ20名程度とする。

④参加料

(1)受益者負担の考え方により選手から参加料を徴収する。

(2)1回1,000円程度を徴収する。

⑤運営スタッフ

(1)カテゴリー総括マネージャー（U 1 4 育成マネージャー）

- ・指導責任者と連携をとりながら、カテゴリー内の活動を掌握する。

⑥指導スタッフ

(1)全ての指導者は、県協会により任命された者で、JBA コーチライセンスを有する有資格者とする。

C 級ライセンス以上が望ましい。

(2)指導スタッフは、JBA・県協会ユース育成委員会のユース育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。

(3)事業単位ごとに、メイン指導者、サブ指導者、マネジメントをおく。マネジメントはカテゴリー総括マネージャーと連携して事務的業務も行う。

(4)任期 は 1 年間とする。(再任は妨げない)

(5)指導スタッフの任命・解任の権限は、福井県協会にある。

⑦遵守事項

(1)JBA インテグリティ委員会による「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム」を遵守し、暴力暴言根絶を徹底すること。

(2)選手選考に際し、選手の進路決定に影響する発言・行動を行わないこと。

4. 指導内容・選手選考

①指導内容

(1)人間教育を重視すること。「人間力なくして競技力向上なし」(JOC 強化方針)

(2) JBA 技術委員会より提示された育成方針に基づき、実情に応じて指導内容を決定する。

(3)習熟度、発達状況を考慮し、幅を持たせた柔軟な対応をする。

※個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術及びグループ戦術の習得理解を目指す。

②選手選考

(1)育成年代の選手選考にあたっては、「今」の評価だけでなく「将来」を想定した評価を取り入れ、選考を行う。

(2)合議の上で選手選考を実施する。

5. 支出項目

①旅費・・・福井県バスケットボール協会の旅費規定に基づいて支給する。

②日当・・・一律 2,000 円を支給する。

③会場使用料

④消耗品費（コピー用紙等事務用消耗品代、参加者の飲料代）

⑤会議費（会議開催にかかる飲料・弁当代）

⑥雑役務費（弁当代・振込手数料）

⑦保険料

5. その他

- (1)育成センター実施後は、活動の記録として指導スタッフが所定の実施報告書を作成し、総括マネージャーに提出する。
- (2)特別な場合（遠征等）は選手から参加料を徴収することができる。
- (3)実施会毎に会計処理を行う。
- (4)指導スタッフ（マネジメント）は会計報告書および証拠書類（旅費日当精算書・領収書）を総括マネージャーに提出する。
- (5)選手および指導スタッフに対してスポーツ傷害保険に加入させなくてはならない。